

【勤務地：東京都千代田区】

任期付職員の採用について

職種	内閣官房任期付職員
職務の内容 及び待遇等	1. 職務内容 首相官邸ホームページ及びSNSサービスの公式アカウント等を利用したコンテンツの企画立案・制作・運用及びこれらに関連する関係機関との連絡調整等、インターネットによる広報全般の企画・実施。 2. 待遇等 (1) 採用形態 一般の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用します。 (2) 採用予定官職 内閣事務官（経験年数に応じて係長級又は係員） (3) 給与 給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。 (4) 勤務時間・休暇等 ・勤務時間：9 時 30 分から 18 時 15 分（昼休み 1 時間を含む。土、日、休日を除く。）。 ・休暇：年次休暇 20 日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20 日を限度に翌年に繰越可。）、特別休暇、病気休暇、介護休暇。
求める人材	インターネット関連技術、SNS に関する専門的知識を有し、Web コンテンツの企画・制作・運用等に関する実務経験を 4 年以上有する者。コンテンツ運用に関しては HTML、JavaScript、CSS 等の知識・経験を有していること。
採用予定人数	1 名
採用予定期間	令和 5 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日までの 2 年間（予定） （職務の状況によっては任期の更新もあり得る（最大で通算 5 年））
応募資格	1. 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者 2. 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能な者 なお、次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。 (1) 日本国籍を有しない者 (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

【勤務地：東京都千代田区】

	(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
選考方法	一次選考：書類審査、二次選考：面接 ※書類審査の結果、二次選考（面接）を行うこととなった方のみに二次選考の日時・場所等をご連絡いたします。
応募受付期間	令和4年11月14日(月)必着
問い合わせ先	（問合せフォームアドレス） https://www.cas.go.jp/form_kouhoushitsu_saiyou.html ※採用に関するお問い合わせは、上記問合せフォームにてお受けいたします。 氏名、連絡先（電子メールアドレス）、質問事項を問合せフォームに記載ください。 受領後、担当者よりご連絡させていただきます。（電話によるお問い合わせはお受けいたしかねますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。）
応募要領	1. 応募方法 下記提出書類を担当あて郵送（応募締切日必着）してください。（応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。） 2. 提出書類 （1）一次選考（書類審査） ① 履歴書（市販の用紙で可）※写真貼付 ② 志望理由をまとめたもの（A4 縦、横書） ③ これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4 縦、横書） （注）専門知識、経験に関する資料、資格に関する証明書類があれば、写しをご提出ください。 （2）二次選考（書類選考により面接の連絡を受けた者） ① 戸籍謄本1通（発行日から3ヶ月以内のもの） ② 最終学歴の卒業証明書 （注）戸籍謄本は、受験者の外国国籍の有無を確認するために提出を求めるものですが、仮に最終合格者として採用が内定した者について、当該戸籍謄本のみでは外国国籍の有無が確認できない場合には、更に戸籍・国籍関係の追加書類の提出を求める場合があります。 3. 提出先 〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1 内閣官房内閣広報室 総務担当
備考	1. 現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職する必要があります。（休職は不可） 2. 採用内定者には、健康診断を受診（自己負担により任意の医療機関で実施）していただきます。